

## 「国有林野の管理経営に関する基本計画」の改定について

### 1 管理経営基本計画の概要

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という)は、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画。
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域毎に「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を策定。

### 2 改定の必要性

- 現行の管理経営基本計画は、平成26年までを計画期間として、平成15年12月に策定。
- このため、5年が経過する平成20年には、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間を計画期間とするものに改定する必要。

### 3 今後のスケジュール (案)

平成20年9月	林政審議会の開催(改定方向)
10月	林政審議会の開催(改定案)
11月	改定案の公告・縦覧(30日間)
12月	意見の集約
	改定案の修正
	林政審議会の開催(諮問・答申)
	改定計画の決定・公表